確定給付企業年金（DB）事務クイックマニュアル

2017年

大阪府建築企業年金基金

適用事務について

適用届について①

事業所様から基金に適用届をご提出いただき、三井住友信託銀行で登録を行います。

主な届書名		内容
171	加入者資格取得届	加入資格取得時（転入含む）
172	標準給与等月額変更届	標準給与の変更時（随時改定無し、年1回・9月1日変更のみ（注））
174	加入者資格喪失届	加入資格喪失時（転出含む）
185	加入者氏名変更届	加入者氏名変更時

（注）随時改定無し。年1回・9月1日変更のみで途中の報酬の変更はありません。
・毎年8月末在籍者全員について、9月1日に適用する給与をお届けいただきます。
・毎年7月1日現在の加入者全員の4月・5月・6月の3ヶ月間に受け取った給与の平均額に基づいて新しい標準報酬月額を決定して、その年の9月から翌年の8月分までの1年間適用します。・賞与は対象外です。
・6月の新入社員（7月1日資格取得）は、加入者資格取得届により翌年8月までの標準報酬を決定しますので標準給与等月額変更届のご提出は不要です。

適用事務の月間スケジュールについて

適用事務の月間スケジュールは以下の通りです。

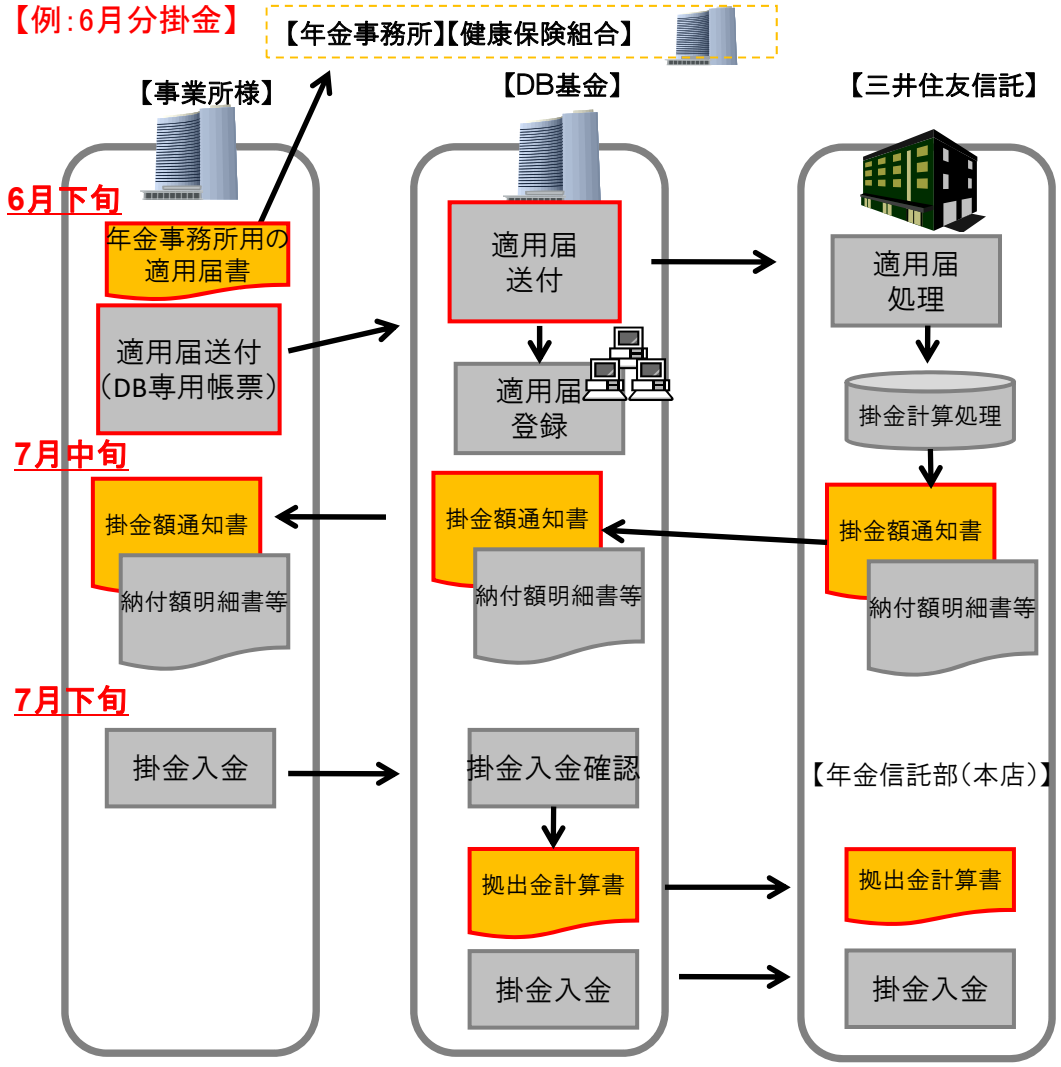

提出期限まで

- 当月分の適用届を基金宛に送付下さい。
（期限目処:毎月下旬）

毎月掛金処理日

- 登録された異動データを反映し、三井住友信託銀行にて掛金計算処理を行います。
- 基金から各事業所様への掛金額通知書を送付します。

毎月掛金入金日

- 掛金額通知書をご確認いただき、毎月、月末最終営業日迄にお支払いをお願いいたします。
（基金口座への振込みもしくは集金代行による口座振替）

事業所様からの入金確認後

- 事業所様からの入金を確認後、基金から三井住友信託銀行に送金し、掛金を年金資産へ拠出いたします。

適用事務のフローについて①

各事態毎の手続きは以下の通りです。

①資格取得

事業所様の手続き	基金の事務手続き
「加入者資格取得届」を基金へ提出	・「加入者資格取得届」を三井住友信託銀行宛提出 （掛金実行日の4営業日前までに弊社宛必着）

②各種異動

事業所様の手続き	基金の事務手続き
・氏名変更 「加入者氏名変更（訂正）届」	各種届書を三井住友信託銀行宛提出 （掛金実行日の4営業日前まで必着）

（注）その他の項目について訂正がございましたら、都度基金事務局までご照会下さい。

適用事務のフローについて②

③転出入

事業所様の手続き	基金の事務手続き
・転籍元：「加入者資格喪失届」 （転出欄「9」） ・転籍先：「加入者資格取得届」 （転入再加入欄「2」） を基金へ提出	各種届書を三井住友信託銀行宛提出 （掛金実行日の4営業日前までに必着）

④資格喪失

事業所様の手続き	基金の事務手続き
「加入者資格喪失届」を基金へ提出	「加入者資格喪失届」を三井住友信託銀行宛提出 （掛金実行日の4営業日前までに必着）

＜規約に定める年齢到達の資格喪失＞
事業所ごとの年齢（65歳）到達者リストを三井住友信託銀行にて作成し、基金経由で事業所様にご案内いたします。

適用事務のフローについて③

⑤月額変更

事業所様の手続き	基金の事務手続き
「標準給与等月額変更届」を基金へ提出	「標準給与等月額変更届」（注）を、毎年1回、三井住友信託銀行宛提出　（掛金（9月分）実行日の4営業日前までに必着）

（注）「標準給与等月額変更届」については以下の点にご留意ください。

・「標準給与等月額変更届」では「標準報酬月額」を記入いただき、お届けいただきます。4～6月各月の報酬や各月の報酬の平均（報酬月額）をお届けいただく必要はございません。

適用届書の記入例について

（注1）この資料中、下表左欄のDB基金の年金制度は、規約・帳票等では下表右欄の表示例のとおり、
記載されることがございます。

DB基金の年金制度	表示例
基本DB	第1年金額、第1標準年金額　等
オプションDB	第2年金額、第2標準年金額　等

（注2）記入時に特にご留意いただき点を記載します。

DB基金の制度	ご留意点
契約番号	旧基金の「基金番号：0517」に該当するものです。 DB基金の「契約番号」は「11003」です。
事業所番号	旧基金と同じ事業所番号を記入してください。
標準報酬月額	必ず「円単位」で記入して下さい。 （例）二十四万円の場合は「240000」

資格取得届の記入例について（①「基本DBのみ」ご採用の事業所様）

≪≪企業年金基金 加入者資格取得届（1階建制度用・給与比例制度）≫≫

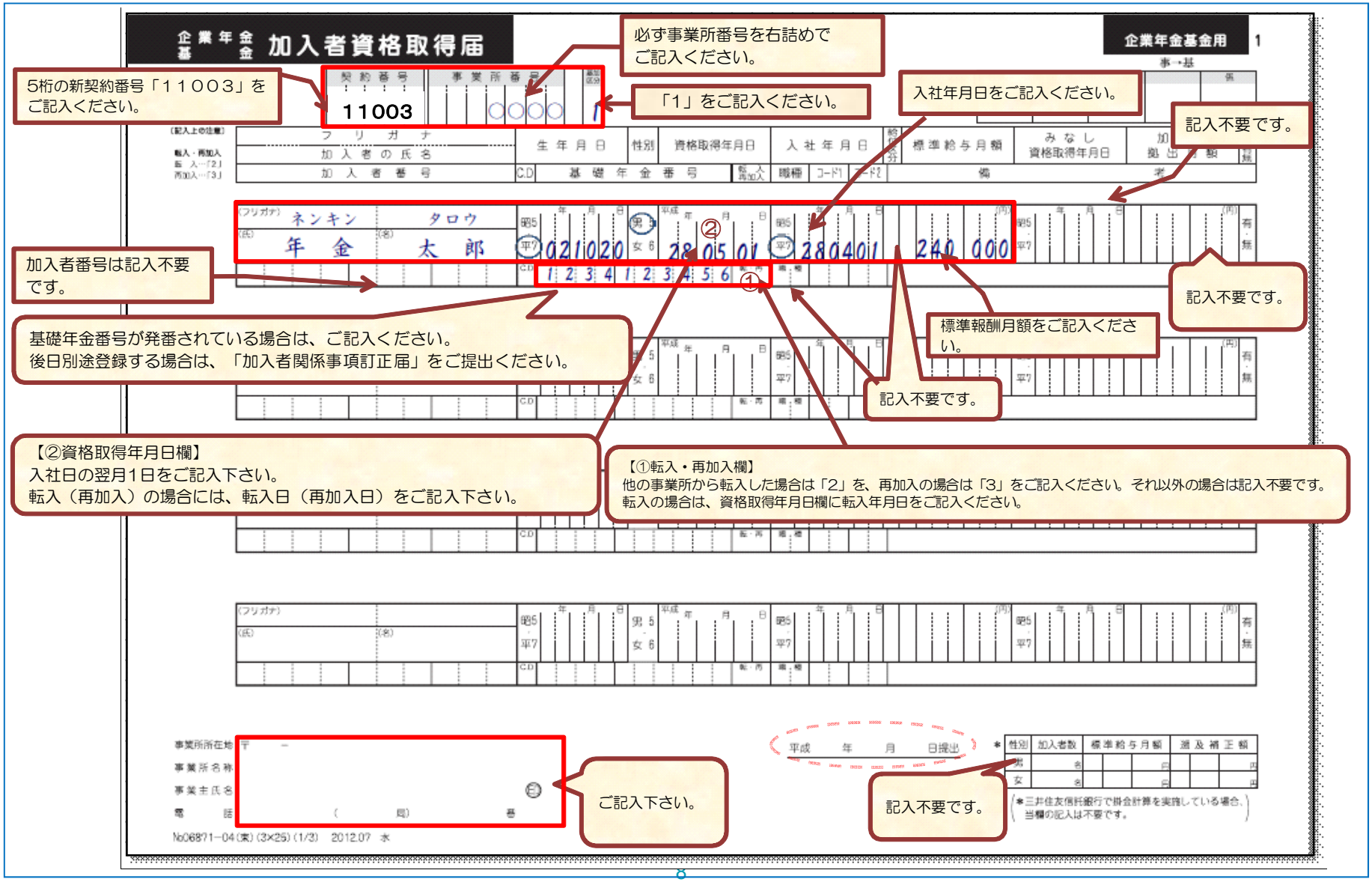

資格取得届の記入例について（②「基本DB＋オプションDB」ご採用の事業所様）

≪≪企業年金基金 加入者資格取得届（2階建制度用・給与比例制度）≫≫

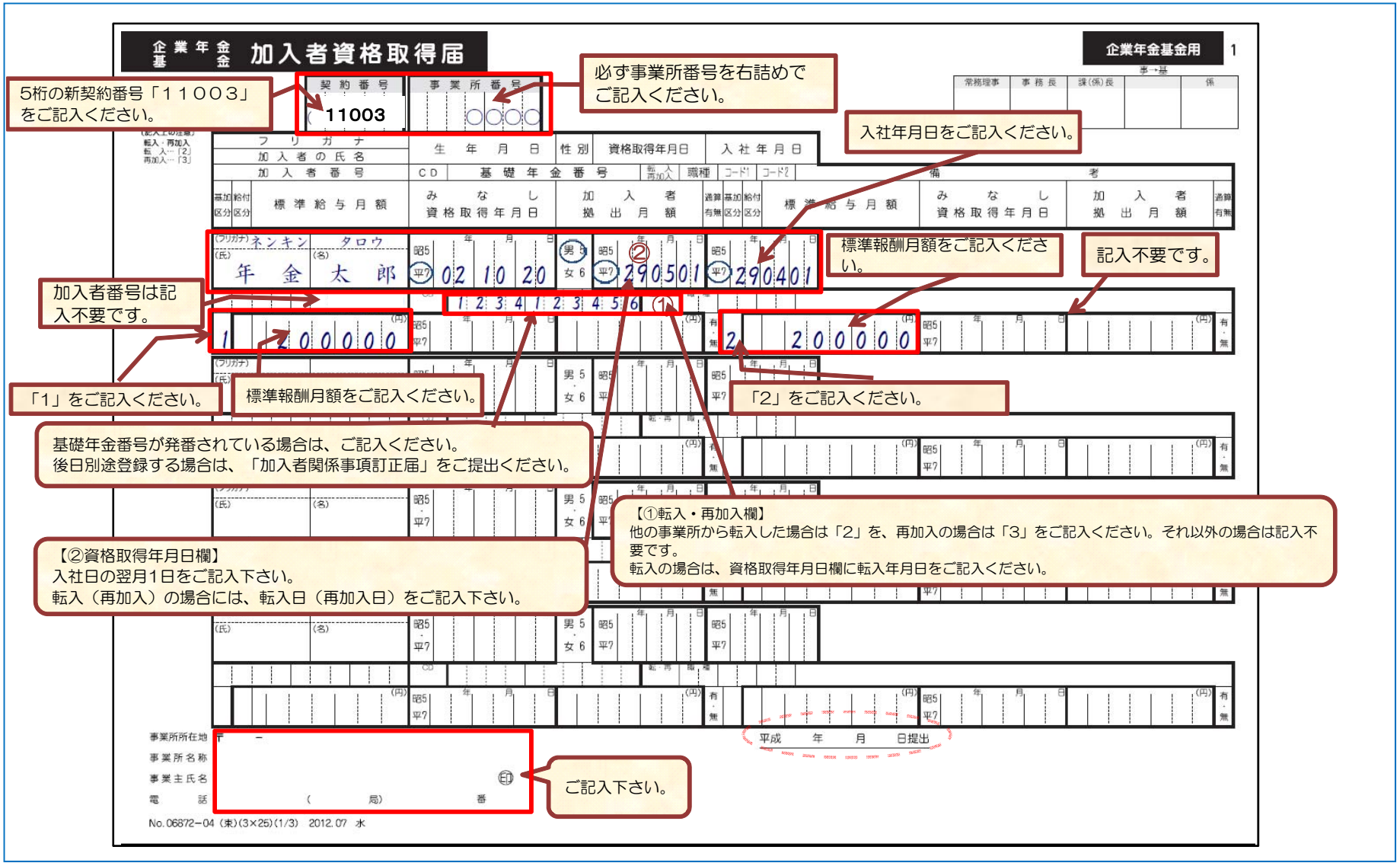

資格喪失届の記入例について（①「基本DBのみ」ご採用の事業所様）

≪≪企業年金基金 加入者資格喪失届（1階建制度用・給与比例制度）≫≫

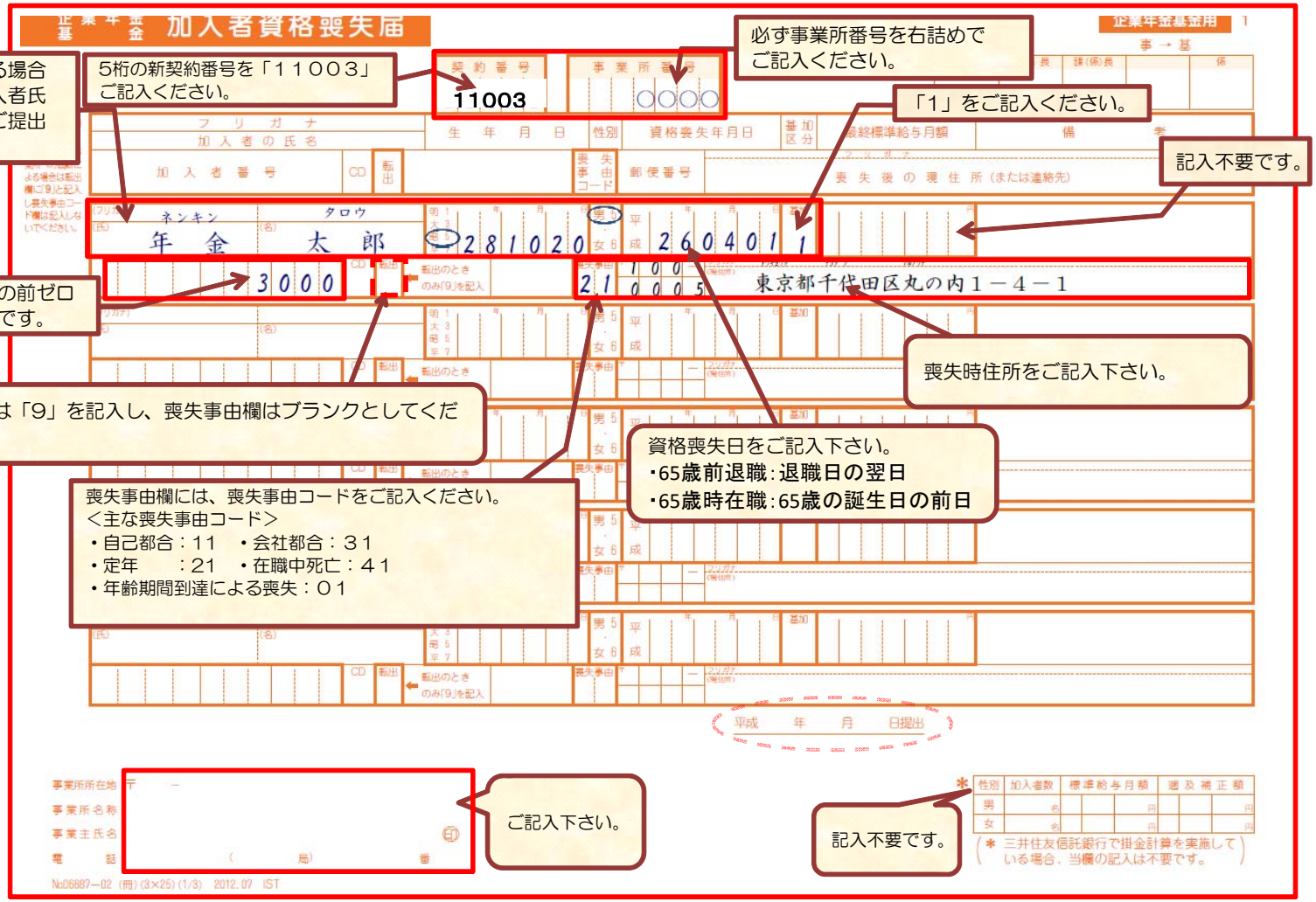

資格喪失届の記入例について（②「基本DB＋オプションDB」ご採用の事業所様）

≪≪企業年金基金 加入者資格喪失届（2階建制度用・給与比例制度）≫≫

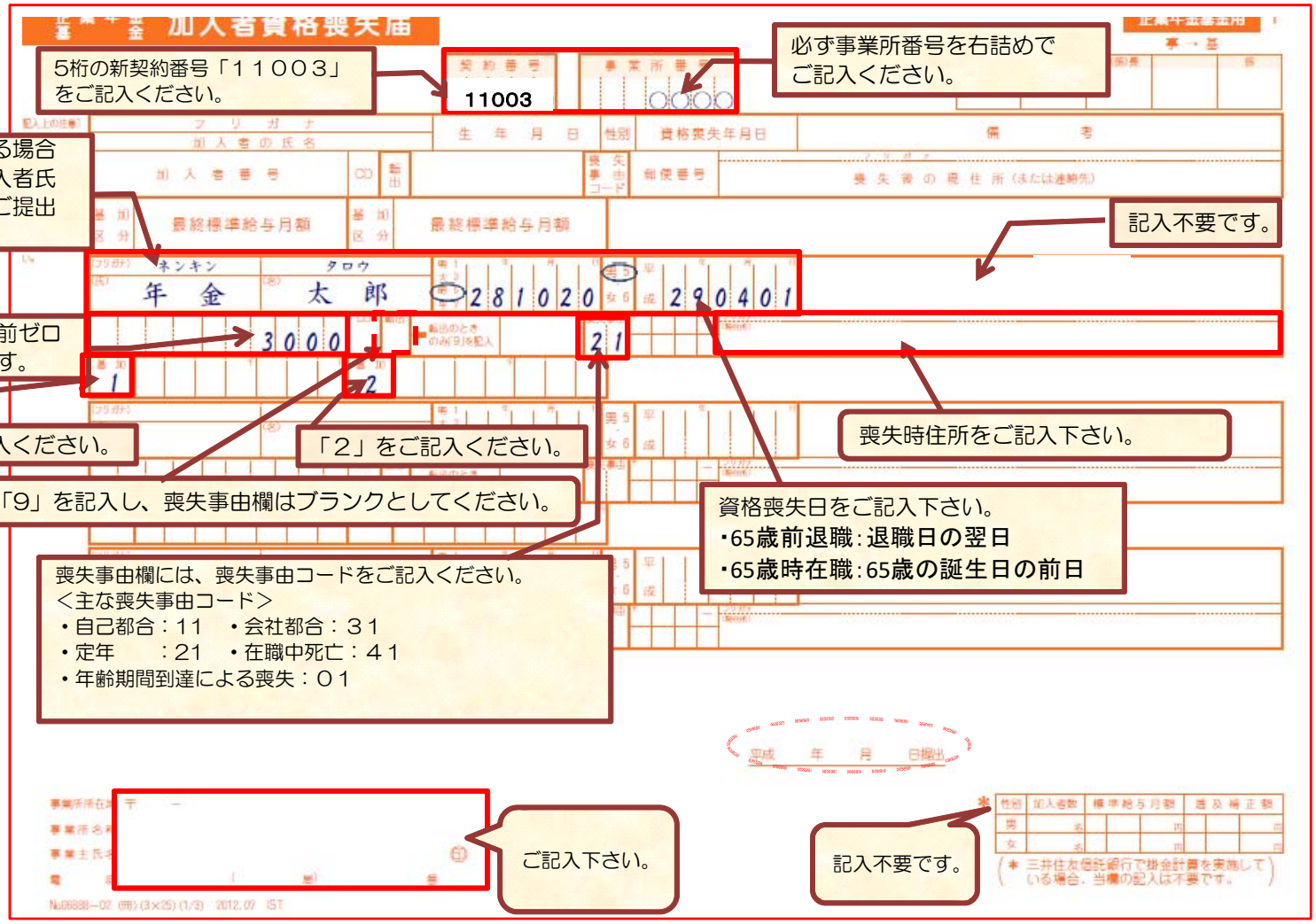

標準給与等月額変更届記入例

＜基本DB＞

- 今回、「加入者番号」「加入者氏名」「生年月日」「旧標準給与月額」を印字済みの『標準給与月額変更届』をご送付しております。
- 本書類は3枚複写となっております。3枚とも基金宛てにご提出いただきますようお願い致します。

1. 委託者控

標準給与等月額変更届

企業年金基金

契約番号	月額変更年月日	事業所番号	グループ区分
	7 2 8 9 1	○○○○○	

「新標準給与月額」をご記入下さい。

「報酬月額」の平均値を「報酬月額等級表」の等級に当てはめた金額です

加入者番号	加入者氏名	生年月日	基礎区分	新標準給与月額	旧標準給与月額	新加入者拠出月額	旧加入者拠出月額	備考欄
○○○○○	ああああ　ああ	5 36 12 4	1	470,000	470000			
○○○○○	ああああ　ああ	5 41 8 10	1		410000			
○○○○○	ああああ　ああ	5 43 7 11	1		380000			
○○○○○	ああああ　ああ	5 40 7 18	1		118000			
○○○○○	ああああ　ああ	5 30 1 26	1		300000			

・作業時点で加入資格喪失済み又は9月1日までに資格喪失することが確定している加入者は二重線で抹消願います。（訂正印は不要です。）
・6月1日以降入社（7月1日以降DB資格取得）の方は対象外です。
・5月中に厚生年金の資格取得をされているにも関わらず印字がない場合は、届に追記および資格取得届をご提出願います。

12

標準給与等月額変更届記入例

＜基本＋オプションDB＞

- 今回、「加入者番号」「加入者氏名」「生年月日」「旧標準給与月額」を印字済みの『標準給与月額変更届』をご送付しております。
- 本書類は3枚複写となっております。3枚とも基金宛てにご提出いただきますようお願い致します。
- 基加1（基本DB）、基加2（オプションDB）とも同じ標準給与月額をご記入下さい。

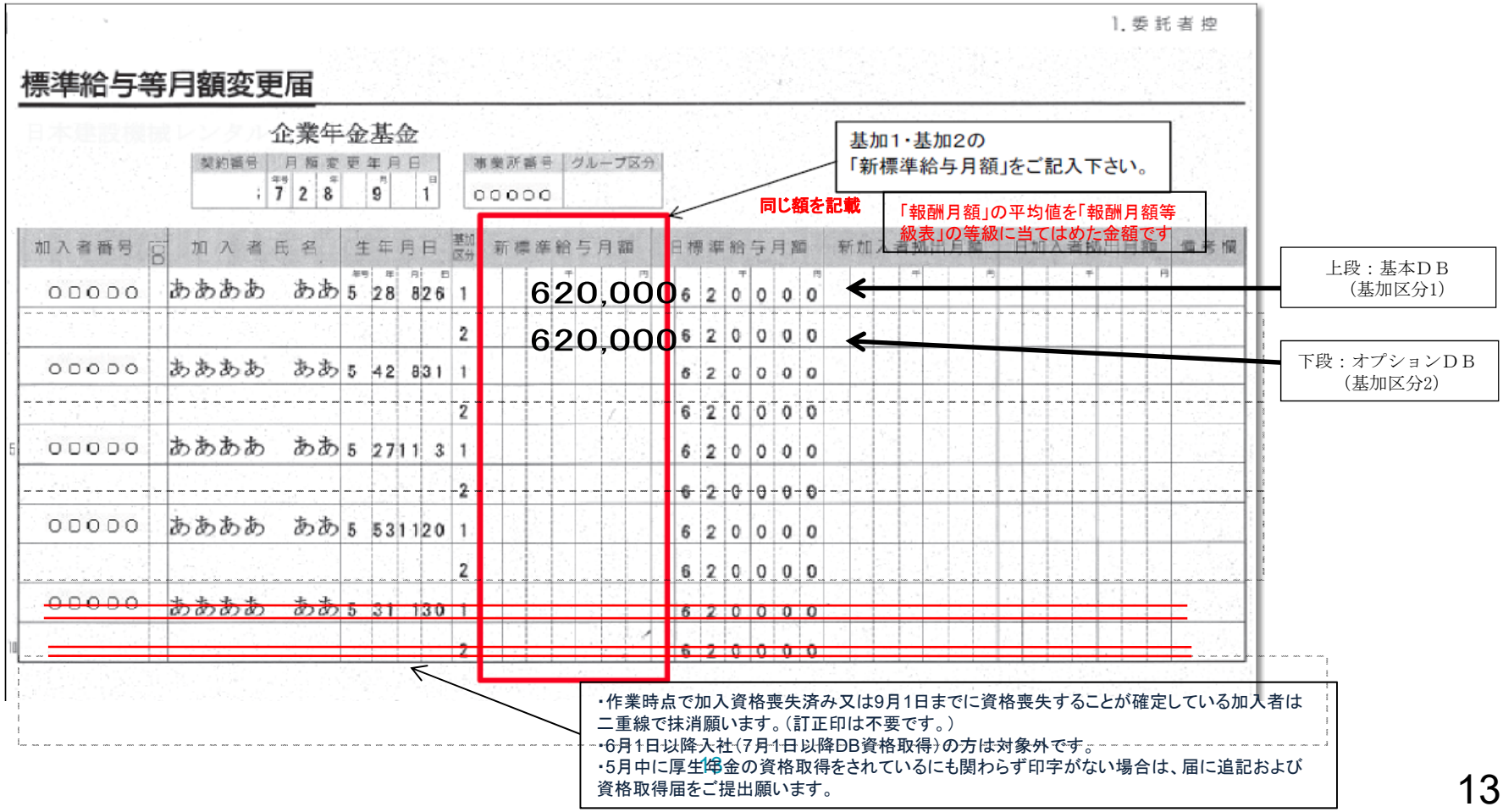

掛金事務について

掛金計算帳票について

➢三井住友信託銀行にて掛金計算を行い、下記の帳票を当基金が受領します。
当該帳票を元に基金から事業所様宛に掛金額の通知を行います。

（出力帳票） 帳票サンプルは次ページをご参照下さい。
・「掛金額通知書」　:従来の納入告知書に代わる帳票です。
・「納付額明細書（掛金増減計算書）」:従来の「掛金計算書」に代わる帳票です。
・「加入者異動記録明細表」:「納付額明細書（掛金増減計算書）」に反映した異動の明細です。

掛金計算処理日まで
該当月の異動（取得」喪失・月変等）を登録

➡

掛金計算処理日
三井住友信託銀行にて処理日の夜間処理で掛金計算を実施

➡

掛金計算の2営業日後
掛金帳票を当基金宛に郵送

➡

帳票到着（掛金計算の3営業日後）
内容を確認し、事業所様宛に納入告知

➡

拠出日（月末）
事業所様から掛金額の拠出※

※拠出方法は2通りあり、各事業所さまにご選択いただきます。
①三菱UFJファクター（株）様の集金代行（口座振替）の方法
②当基金の口座にお振込みいただく方法

掛金計算帳票サンプル①

【掛金帳票サンプル】 掛金額通知書

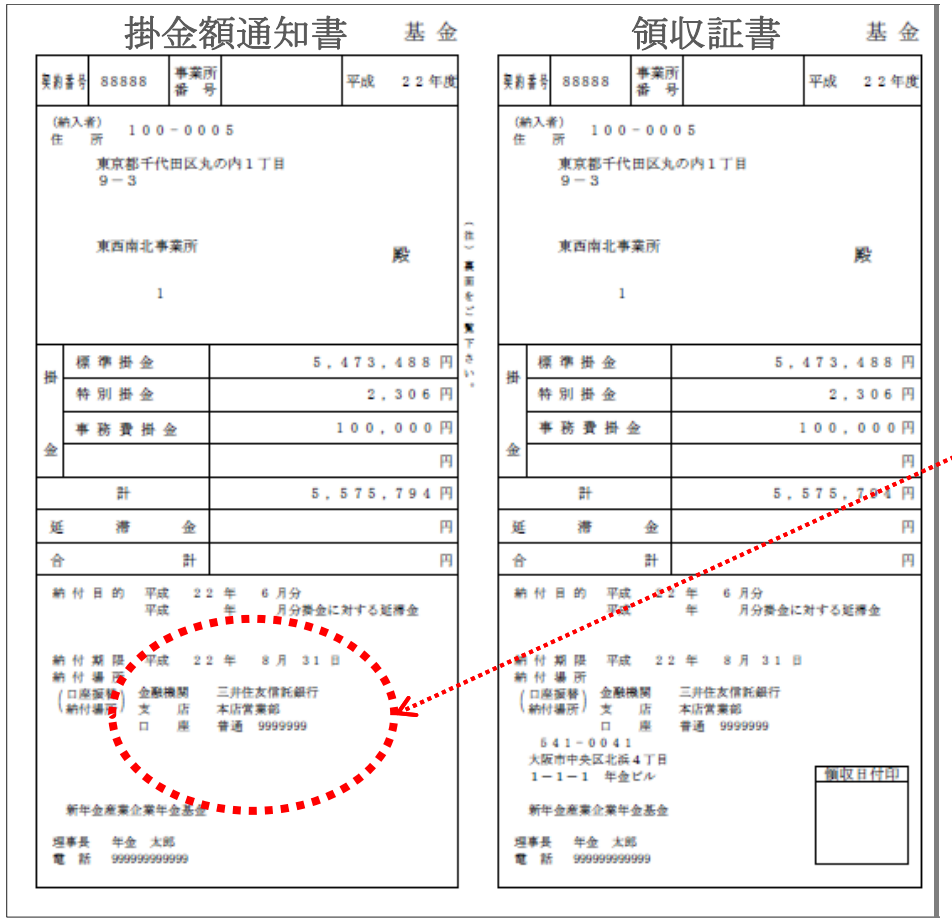

掛金額通知書　基金

契約番号	88888	事業所番号		平成 22年度

(納入者)
住所　100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目
9－3

東西南北事業所　殿

1

掛金		
	標準掛金	5,473,488円
	特別掛金	2,306円
	事務費掛金	100,000円
		円
計		5,575,794円
延滞金		円
合計		円

納付目的　平成 22年 6月分
平成 年 月分掛金に対する延滞金

納付期限　平成 22年 8月 31日
納付場所
(口座振替納付場所)　金融機関　三井住友信託銀行
支店　本店営業部
口座　普通　9999999

新年金産業企業年金基金

理事長　年金 太郎
電話　99999999999

(注)裏面をご覧下さい。

領収証書　基金

契約番号	88888	事業所番号		平成 22年度

(納入者)
住所　100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目
9－3

東西南北事業所　殿

1

掛金		
	標準掛金	5,473,488円
	特別掛金	2,306円
	事務費掛金	100,000円
		円
計		5,575,794円
延滞金		円
合計		円

納付目的　平成 22年 6月分
平成 年 月分掛金に対する延滞金

納付期限　平成 22年 8月 31日
納付場所
(口座振替納付場所)　金融機関　三井住友信託銀行
支店　本店営業部
口座　普通　9999999

541-0041
大阪市中央区北浜4丁目
1－1－1　年金ビル

新年金産業企業年金基金

理事長　年金 太郎
電話　99999999999

領収日付印

■ 掛金の納入方法：　三菱UFJファクター様による集金代行（口座振替）をご選択の事業所さま

・・・三菱UFJファクター様にお届けいただいた貴事業所の口座番号が記載されています。

■ 掛金の納入方法：　当基金のご指定口座への振込みをご選択の事業所さま

・・・お振込みいただく当基金の口座番号が記載されています。

掛金計算帳票サンプル②

【掛金帳票サンプル】 企業年金基金納付額明細書（掛金等増減計算書）

企業年金基金納付額明細書（掛金等増減計算書）

事業所番号　グループ区分　整理番号
トータル　1

銀行名	口座種目
支　店	口座番号

平成22年度　平成22年 6月分掛金　契約番号 88888　新年金産業企業年金基金

	前回計算時	取得等による増	喪失等による減	月額変更等による増減	当月末	随時分 現行掛金率適用	随時分 従前掛金率適用	賞与（定時）	賞与（随時）
標準給与合計(円)									
加入者合計(人)									

	前回基準掛金 (円)	当月増減額 (円)	随時分掛金 (円)	調整額 (円)	当月充当額 (円)	当月分掛金 (円)	当月基準掛金 (円)	翌月繰越充当額 (円) 前月以前発生	翌月繰越充当額 (円) 当月発生	現行掛金率 率／1000	現行掛金率 定額	従前掛金率 率／1000	従前掛金率 定額
標準掛金 (内加入者負担分)	0	171048	5302440			5473488	171048						
特別掛金1	0	74	2232			2306	74						
特別掛金2													
特例掛金1													
特例掛金2													
年金掛金計	0	171122	5304672			5475794	171122						
事務費掛金	0	480	14880			15360	480						
合計	0	171602	5319552			5491154	171602						

給付事務について

裁定請求・給付手続きフロー（ご参考）

給付事務は基金で実施いたします。（事業所様で行って頂く事務はございません。）
裁定請求～給付手続きの事務フローについて、ご参考としてご案内いたします。

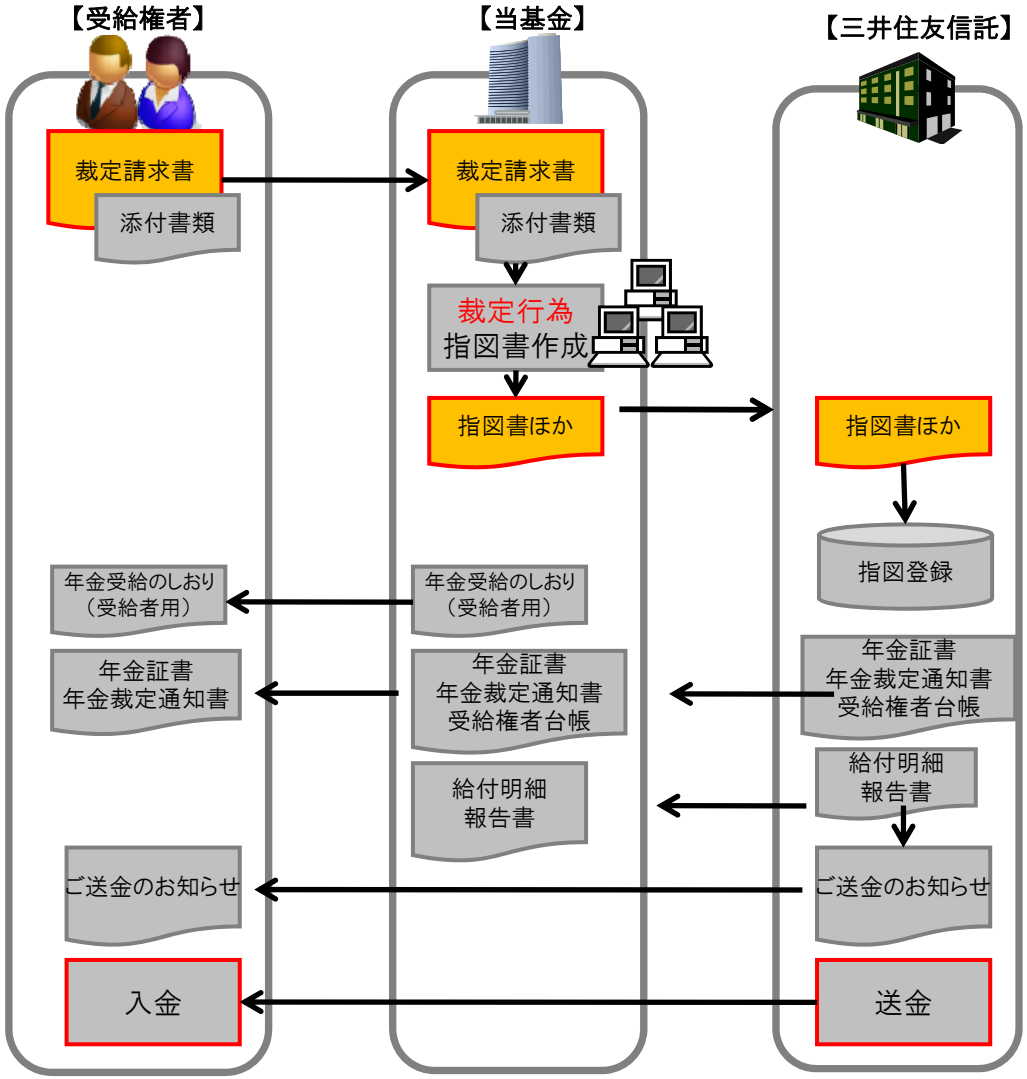

裁定請求～指図書提出

受給権者→基金

- 受給権者様から「裁定請求書」およびその他必要書類（本人確認書類、退職所得の受給に関する申告書等）の受領を受け、基金にて裁定を行います。
- 裁定内容に沿って、指図書を作成して、三井住友信託銀行にその他必要書類と併せて提出します。

指図登録

基金
→三井住友信託

- 提出した指図書に基づき、三井住友信託銀行にて登録を行います。
- 指図登録後、三井住友信託銀行から基金宛に「給付明細報告書」等を送付、受給者様宛に「送金のお知らせ」を送付いたします。
- 基金から年金受給者様に「年金証書」「年金給付裁定通知書」「年金受給のしおり（受給者用）」を送付いたします。

給付日

三井住友信託

- 確定した給付日に送金を行います。
- 年金受給者については年1回「年金ご送金のお知らせ」を送付いたします。

退職所得申告書について（ご参考）

一時金裁定請求時には退職所得申告書の提出が必要です。所得年分が平成28年分以降の一時金給付時には個人番号の記載が必要になりました。（個人番号が確認できる書類（通知カードの表面又は個人番号カードの裏面）のご提出もあわせて必要になります。

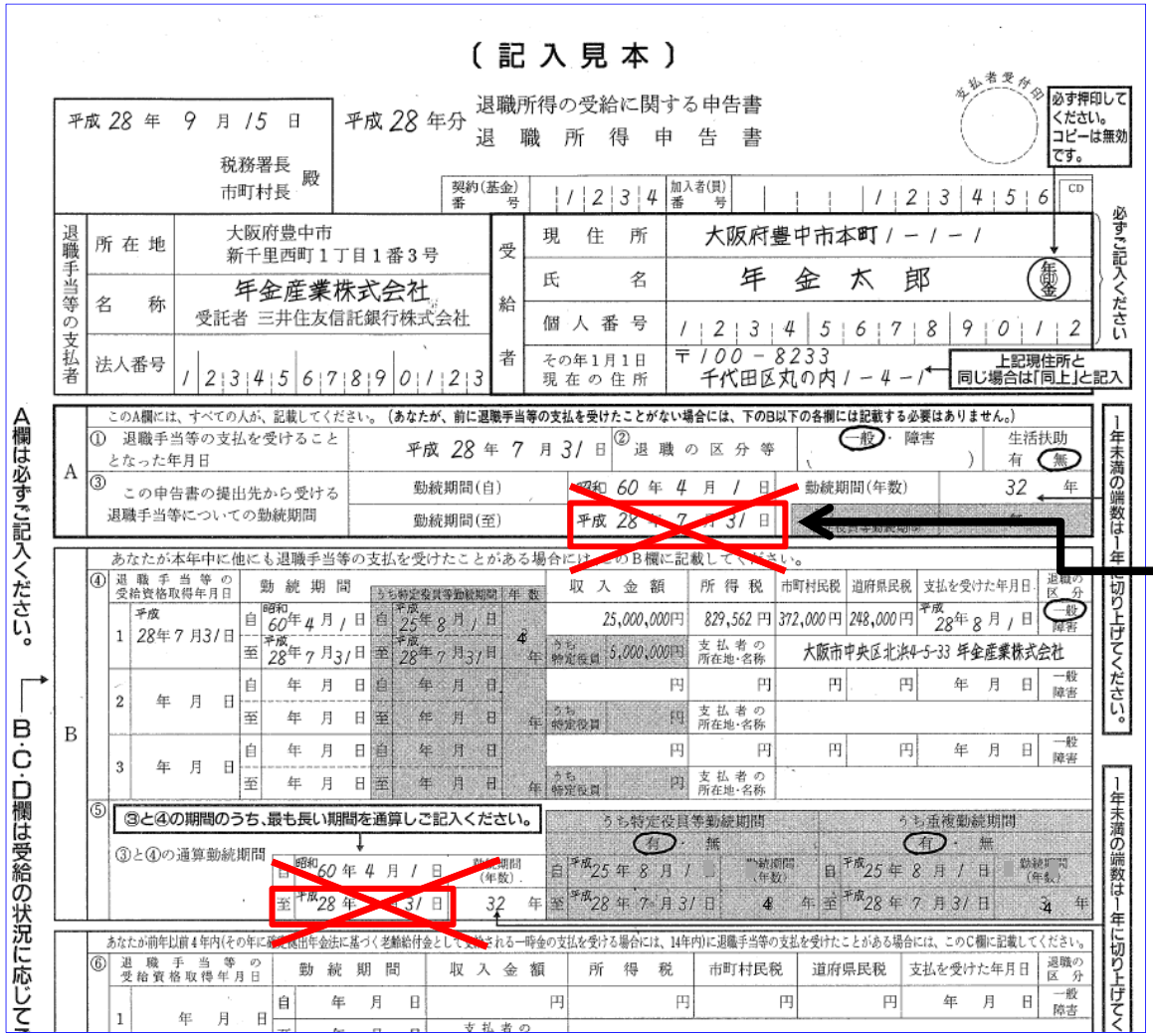

（記入見本）

平成28年9月15日　税務署長 市町村長 殿

平成28年分　退職所得の受給に関する申告書　退職所得申告書

支払者受付印　必ず押印してください。コピーは無効です。

契約（基金）番号 1234　加入者（員）番号 123456　CD

退職手当等の支払者
所在地：大阪府豊中市 新千里西町1丁目1番3号
名称：年金産業株式会社 受託者 三井住友信託銀行株式会社
法人番号：1234567890123

受給者
現住所：大阪府豊中市本町1－1－1
氏名：年金太郎（年金）
個人番号：1234567890123
その年1月1日現在の住所：〒100－8233 千代田区丸の内1－4－1
上記現住所と同じ場合は「同上」と記入

必ずご記入ください

A　このA欄には、すべての人が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要はありません。）
① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日：平成28年7月31日
② 退職の区分等：一般・障害（　）　生活扶助 有・無
③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間
勤続期間（自）：昭和60年4月1日　勤続期間（至）：平成28年7月31日　勤続期間（年数）：32年

B　あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、下のB欄に記載してください。

④ 退職手当等の受給資格取得年月日	勤続期間	うち特定役員等勤続期間	年数	収入金額	所得税	市町村民税	道府県民税	支払を受けた年月日	退職の区分
1 平成28年7月31日	自 昭和60年4月1日 至 平成28年7月31日	自 平成25年8月1日 至 平成28年7月31日	4年	25,000,000円（うち特定役員 5,000,000円）	829,562円	372,000円	248,000円	平成28年8月1日	一般・障害
支払者の所在地・名称	大阪市中央区北浜4-5-33 年金産業株式会社								
2 年月日	自 年月日 至 年月日	自 年月日 至 年月日	年	円（うち特定役員 円）	円	円	円	年月日	一般・障害
支払者の所在地・名称									
3 年月日	自 年月日 至 年月日	自 年月日 至 年月日	年	円（うち特定役員 円）	円	円	円	年月日	一般・障害
支払者の所在地・名称									

⑤ ③と④の期間のうち、最も長い期間を通算しご記入ください。
③と④の通算勤続期間：昭和60年4月1日 至 平成28年7月31日　勤続期間（年数）32年
うち特定役員等勤続期間 有・無：自 平成25年8月1日 至 平成28年7月31日　勤続期間（年数）4年
うち重複勤続期間 有・無：自 平成25年8月1日 至 平成28年7月31日　勤続期間（年数）4年

あなたが前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥ 退職手当等の受給資格取得年月日	勤続期間	収入金額	所得税	市町村民税	道府県民税	支払を受けた年月日	退職の区分
1 年月日	自 年月日	円	円	円	円	年月日	一般・障害
支払者の							

1年未満の端数は1年に切り上げてください。

A欄は必ずご記入ください。

B・C・D欄は受給の状況に応じて

（注）資格喪失日：8/1（退職日：7/31の翌日）をご記入ください。
×平成28年7月31日
○平成28年8月1日

税金の取扱について

税金の取扱について（ご参考）

厚生年金基金制度とDB制度の税金の取扱は以下の通りです。

		厚生年金基金	DB
掛金拠出時	事業主	損金算入	損金算入
給付時	年金	雑所得 （公的年金等控除） 扶養親族等申告書提出対象	雑所得 （公的年金等控除） 源泉徴収は一律7.6575%相当の課税（※1）
	選択一時金	―	退職所得（※2） （退職所得控除）
	脱退一時金	―	同上
	遺族（死亡）一時金	―	相続税の対象
	未支給給付	（遺族の）一時所得	（遺族の）一時所得

※1　DBでは、扶養親族等申告書の提出の取り扱い対象ではありませんので、年金額に対して一律7.6575%の源泉徴収を行うこととされています。
※2　退職に起因しない一時金は「一時所得」となります。また、年金受給開始日以後に支払われる一時金で、将来の年金給付の総額に代えて支払われる一時金に該当しないもの（＝年金受給中の一部選択一時金）についても「一時所得」となります。

ご照会先について

DBの事務内容に関して、ご不明な点等ございましたら，当基金までお問い合わせください。

大阪府建築企業年金基金

所在地：大阪市中央区和泉町2-1-11

電話番号　：(06)6943-6462(代表)　　FAX：(06)6943-8816